

○千曲市児童館条例施行規則

令和 7 年 3 月 31 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千曲市児童館条例（平成15年千曲市条例第133号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(利用の手続)

第 3 条 条例第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定により児童館を利用しようとする者は、児童館（児童センター）利用申請書（様式第 1 号）により利用開始する前30日から利用する日までに指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、申請を省略することができる。

(利用の許可)

第 4 条 指定管理者は、前条の申請に対して許可をしたときは、児童館（児童センター）利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

(利用料金の減免)

第 5 条 条例第13条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、児童館（児童センター）利用料金減免申請書（様式第 3 号）をあらかじめ指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 利用料金を減額し、又は免除する範囲及び減免率は、次に定めるところによる。

(1) 本市が利用するとき 100分の100

(2) 国、県及び他の地方公共団体が利用するとき 100分の100

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき 市長が定める率

(報告)

第 6 条 指定管理者は、毎月の児童館利用状況を、児童館（児童センター）利用状況報告書により翌月 5 日までに、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

(遵守事項)

第7条 児童館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 施設等の現状を変えないこと。
- (3) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
- (4) 備品等を児童館の外へ持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 飲酒し、又は火気を使用しないこと。
- (7) 物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市児童館条例施行規則（平成15年千曲市規則第48号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

児童館(児童センター)利用申請書			
年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
利用責任者			
住 所			
団体名			
氏 名(代表者)			
(電話)			
(有線)			
児童館(児童センター)を利用したいので、次のとおり申請します。			
利 用 目 的			
児 童 館 名	東部児童センター 屋代児童センター 埴生児童センター 稲荷山児童センター 八幡児童センター 戸倉児童館 更級児童館 五加児童館 上山田児童館		
利 用 施 設	遊戯室 集会室 図書室 学習室 創作活動室 相談室(休憩室) 陶芸窯室 屋外遊具類 その他()		
利 用 日 時	午前 午前 年 月 日 時 分から 時 分まで 午後 午後		
利 用 人 員 等	保護者 人 就学前児童 人 小学生 人中学生 人 その他(人)		
利用設備備品	暖房器具(時間) 冷房器具(時間) 陶 芸 窯(時間) 遊具類 その他()		
備 考	※ 利用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。		
※ 以下は、記入不要です。			
許 可 番 号		許 可 年 月 日	年 月 日

様式第2号(第4条関係)

児童館(児童センター)利用許可書					
年 月 日					
様					
指定管理者					
(電話 —)					
次のとおり児童館・児童センターの利用を許可します。					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
利用施設・室名	千曲市 児童館・児童センター 室				
利 用 責 任 者 名					
利 用 人 員	人				
許可条件・料金等					

利用上の注意

- 1 利用目的以外に利用しないこと。
- 2 施設、設備等を損傷しないよう心掛けること。損傷したときは、速やかに職員に申し出ること。
- 3 利用後は、施設を整備し、備品類は所定の場所に返納すること。
- 4 利用時間を厳守すること。

様式第3号(第5条関係)

児童館(児童センター)利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

次のとおり児童館・児童センターの利用料金の減免を申請します。

※太枠に囲まれた部分に必要な事項を記入の上、提出してください。

申請者住所					
申請者 団体名					
代表者名		連絡先			
利用目的					
利用日時・時間	月 日： 年 月 日 時 間：午後 時 分～ 時 分				
利用人数	人				
利用施設室名	児童館・児童センター 室名：				
利用料金	区分	金額× 時間	減免率	減免後の利 用料金	千曲市児童館条例施行規則 第7条該当
	基本料金		／100		
	暖房料		／100		
	冷房料		／100		
上記により減免してよろしいでしょうか。					
年月日	係	係長		処 理	
				許可書発行・納付書発行	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)